

流山市農業委員会
平成25年第9回
総会議事録

平成25年9月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成25年第9回総会議事録

1 期 日 平成25年9月25日(水)

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議 長 名 高市 正義

4 署名委員 10番 大作 榮 11番 根本 隆

5 出席委員(15名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	6番 豊島 啓行
7番 青野 直	8番 水野 敬久
10番 大作 榮	11番 根本 隆
12番 小林 常男	13番 須郷 英夫
14番 水代 啓司	15番 石井 勇
16番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

9番 中村 敏則

7 書記名 副 主 査 岡田 敏夫

8 事務局 局 長 岡田 一美 次 長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1)議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について……………	1
(継続審査)	
(2)議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用) ……	3
(3)議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) ……	4
(4)議案第40号 農用地利用集積計画の決定について……………	8
(5)議案第41号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について ……	9
(6)議案第42号 流山市都市計画審議会委員の推薦について……………	11
(7)報告第16号 専決処理の報告について……………	13
(8)その他……………	14

▲開会 午後3時06分

○高市議長 それではただ今から、平成25年第9回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16中15名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、9番、中村敏則委員から欠席の旨届出がありましたので御報告をいたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○高市議長 異議なしと認めます。10番、大作委員、11番、根本委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

◎吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧ください。本日御審議いただく案件は、議案第28号の「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」(継続審査)並びに議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」(恒久転用)から議案第42号の「流山市都市計画審議会委員の推薦について」までの6議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告16号の「専決処理の報告について」の1項目について御報告をさせていただきたいと存じます。

御説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○高市議長 なしと認めます。

○高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第28号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」(継続審査)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第28号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について(継続審査)

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の

規定による証明願を次のとおりとする。

平成25年9月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

本案につきましては、平成25年第6回の総会におきまして、議案第28号として上程した案件ですが、相続税の納税猶予対象予定地として申請された生産緑地に住宅の一部が越境していたことから継続案件となったものです。

その後、申請者は関係課と協議を行い、越境していた構造物の一部を除去することにより証明要件が整ったことから相続税の納税猶予を受けるための再審査の申し出があったものでございます。

申請者は、流山市名都借にお住まいの方でございます。申請地は流山市名都借の畑、5筆、4,925㎡でございます。

被相続人は、大正8年生まれの93歳で、平成25年1月23日に亡くなられた方でございます。

相続人は、昭和26年生まれの61歳で、被相続人の長男にあたります。

相続人の世帯の農業従事者は3名でございます。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

◎小林委員長 議案第28号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について(継続審査)」を御報告します。

本案につきましては、去る6月に開催された農業委員会総会において、議案として上程した案件ですが、申請された生産緑地に住宅の一部が越境していたことから、継続案件となったものでございます。その後、関係課との協議が整い、再審査の申請があったものであります。

本案につきましては、現地調査と申請者及び申請関係者からのヒアリングを行っております。

まず、被相続人ですが、大正8年生まれで、平成25年1月23日に93歳で亡くなられた方でございます。

相続人は、被相続人の長男で昭和26年生まれの61歳でございます。

農業従事者は、申請者のほか妻と母親の合計3名でございます。

申請地は、畑、5筆、4,925㎡で、現在、生産緑地の指定を受けており、柿、栗の木が植樹されておりました。

また、住宅の越境部分については、除去され、農地に復元されておりました。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続して行くことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○高市議長 御苦労さまでした。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第28号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第28号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

○高市議長 次に、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の2ページを御覧ください。

議案第38号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年9月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月の農地法第4条の規定による許可申請については、恒久転用が1件でございます。

最初に申請者でございますが、流山市美原1丁目の方でございます。

申請地は、流山市こうのす台の畑、2筆、1,564㎡でございます。次に転用目的といたしましては、貸駐車場を整備しようとするものでございます。

議案案内図については、3ページと4ページでございます。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

◎小林委員長 議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御報告します。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、転用目的は貸駐車場を整備しようとするものであります。

申請理由については、申請地周辺の住民から貸駐車場の設置要望があったことから、29台分の貸駐車場を整備するものでございます。

次に、利用計画であります。駐車場の路盤は砕石敷きとし、雨水は施設内で自然浸透処理する計画です。また、施設の外周は既存のブロック塀以外は、ブロック2段から3段積の塀を設け、土砂の流出を防止する計画でございます。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は江戸川台小学校の東約600mに位置し、周囲は市街地化が著しい区域内に近接する区域にある農地で、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

次に、資金計画については、整備費が約189万円で、これに伴う資金は自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されておりました。

しかし、現地調査及びヒアリング時において、駐車場整備計画の施設内の雨水処理方法及び駐車場利用形態等について、明確な回答を得られなかったこと、また、申請者が法事のため欠席され、委任者のみの出席であったことから、全会一致をもって、継続審査という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

○高市議長 御苦労さまでした。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第38号については、駐車場整備計画に一部見直しがあったことから継続審査とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第38号については、継続審査とすることに決定いたしました。ありがとうございました。

○高市議長 次に、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の3ページを御覧ください。

議案第39号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年9月25日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月の農地法第5条の規定による許可申請については、恒久転用が3件でございます。

初めに1番でございますが、権利者は東京都品川区に本店を置き、コンビニエンスストアの経営やコンビニエンスストア店頭販売及びインターネット等を利用した商品販売、農業並びに農産物の製造・加工、公共料金等の収納代行業等を行っている法人でございます。

移転の原因は賃貸借でございますが、転用目的につきましては、コンビニ店舗及び17台分の駐車場を整備したいというものでございます。

申請地につきましては、流山市青田の畑、1筆、面積は、1,247.91㎡でございます。

議案案内図については、6ページと7ページでございます。

次に、2番でございますが、権利者は流山市駒木の方でございます。

移転の原因につきましては、贈与によるものでございます。転用目的につきましては、専用住宅を建築するものでございます。

申請地は、流山市上新宿の畑、1筆、面積は374㎡でございます。

議案案内図については、8ページと9ページでございます。

次に、3番でございますが、権利者は船橋市東船橋で不動産の売買・仲介・賃貸・あっせん、建築・土木工事の設計及び施工、飲食店経営等を行っている事業所でございます。

移転の原因につきましては、売買によるものでございます。

転用目的につきましては、建売の専用住宅を建築しようとするものでございます。

申請地につきましては、流山市こうのす台の畑、1筆、面積は150㎡でございます。

議案案内図については、3ページと5ページでございます。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

◎小林委員長 議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を御報告します。

今月の案件は、恒久転用によるものが3件であります。

本案につきましても、現地調査と権利者及び申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に1番についてですが、転用目的はコンビニエンスストア及び17台分の駐車場を整備しようとするものであります。

移転の原因は、賃貸借です。

申請理由については、周辺は飲食店や住宅等が混在し、交通量が多い地域で多くの集客が見込まれる場所であるため、出店を計画したということであります。

隣接する農地への被害防除対策としては、周囲をブロック2段から3段積の塀を設け、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

また、雨水については敷地内に浸透槽を埋設し、汚水雑排水については、敷地内に設置する浄化槽で処理後、前面既存のU字溝へ放流する計画です。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は東武野田線江戸川台駅の東側約1kmに位置し、周辺は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

次に、資金計画については、整地費が約1千4百万円、建設費等が約3千8百50万円で、全額、自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令については、都市計画法が該当し、現在手続き中でございます。

なお、本案件については、申請面積が、登記事項証明書の記載面積より大きく、転用部分が一部ということから、許可後、地積更正及び分筆登記を行う旨の確約書が提出されております。

次に、2番ですが、移転の原因は贈与で、転用目的は専用住宅を建築しようとするものでございます。

権利者は義務者の長男に当たり、平成23年に建売住宅を取得しましたが、近隣トラブルを抱え住宅を処分されました。その後、近郊に物件を探しましたが、資金的に困難であり、また東日本大震災により、両親のもとに生活の拠点を置くことを痛感し、このたび、父親所有の農地を贈与してもらうことになり、申請地に専用住宅を建築するため、申請をするものであります。

隣接する農地への被害防除対策としては、申請地の北側にブロック3段積の塀を設け、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

また、雨水については、敷地内に浸透枿を設置し、オーバーフロー分については、東側既存のU字溝へ放流する計画でございます。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は東武野田線初石駅の西側約1kmに位置し、市街地化が著しい区域内に近接する区域にある農地で、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

次に、資金計画については、建築工事費及び外構工事費で約2,560万円で、全額、借入金で賄う計画で、融資機関からの融資証明が添付されています。

次に他法令については、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

次に、3番でございますが、移転の原因は売買で、転用目的は建売の専用住宅を建築しようとするものでございます。

権利者は、平成12年に船橋市に会社を設立し、主に不動産の売買、仲介、斡旋等を行っている事業所でございます。

申請理由につきましては、周辺には住宅街が形成されている区域で、生活圏としても便利で、環境の良い場所であるため、高齢化社会に対応した、高齢者のための一戸建て専用住宅を建築するため、申請をするものであります。

隣接する農地への被害防除対策としては、申請地の東側にブロック2段積の塀を設け、土砂の流出を防ぐ計画です。

また、雨水については、敷地内に浸透枿を設置し、前面道路の雨水管に接続放流し、汚水雑排水については合併浄化槽で処理後、前面既存の側溝へ放流する計画でございます。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は江戸川台小学校の東約600mに位置し、周囲は、市街地化が著しい区域内に近接する区域にある農地で、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、資金計画については、土地購入費が1,050万円、建築工事費等が1,210万円で、合計約2,500万円で、全額、借入金で賄う計画であり、融資会社からの融資証明及び金融機関発行の残高証明が添付されています。

次に、他法令については、都市計画法第43条に該当することから、本案の許可後に申請することとなります。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

○高市議長 御苦労さまでした。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第39号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第39号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

○高市議長 次に、議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第40号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成25年9月25日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに1番ですが、権利者は流山市中の方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市上貝塚の田、2筆、面積は1,526㎡で、利用権の設定期間は更新の3年間です。議案案内図につきましては10ページでございます。

次に、2番でございますが、3番の権利者と同じ方ですので、一括して御説明いたします。

権利者は、流山市前平井の方で、職業は農業でございます。

利用権を設定しようとする土地は、流山市古間木の畑、2筆で、面積は440㎡でございます。利用権設定期間は更新により6年間でございます。

次に、3番でございますが、利用権を設定しようとする土地は、流山市古間木の畑、1筆で、面積は1,551㎡でございます。利用権設定期間は更新により6年間でございます。

議案案内図につきましては、11ページでございます。

次に、4番でございますが、権利者は流山市下花輪の方で、職業は兼農でございます。

利用権を設定しようとする土地は、流山市下花輪の田、1筆で、面積は942㎡でございます。利用権設定期間は更新により6年間でございます。

議案案内図につきましては、12ページでございます。

今月の利用集積計画は、以上の4件でございます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

◎小林委員長 議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」を御報告します。

今月の案件は、更新が4件であります。

最初に1番の権利者の職業は農業で年齢は35歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約11.5ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め4名でございます。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、現地確認の時点では稲刈り前の状況でした。

本件については、更新により3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、2番、3番については、権利者は同じ方で、職業は農業で年齢は62歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め2名でございます。

次に、現地の状況でございますが、対象農地の畑は、わけねぎ、なすなどが作付けされている状況でした。

本件については、更新により6年間の利用権を設定しようとするものでございます。

次に、4番の権利者の職業は、農業で年齢は50歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約2.4ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名でございます。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、稲刈り後の状況でした。

本件については、更新により6年間の利用権を設定しようとするものです。

以上のことをもとに審議したところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしています。

よって、本案については、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

○高市議長 御苦労さまでした。これより本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第40号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第40号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

○高市議長 次に、議案第41号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第41号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成25年9月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願については、2件でございます。

初めに1番でございますが、申請者は、流山市木の法定相続人4名の方でございます。

申請地は、流山市木の田、1筆、1,021㎡で流山都市計画事業木地区事業区域内にあります。

買取り申出事由の生じた方につきましては、願出人の妻、母でございまして、昭和2年生まれの方で、平成25年4月3日に死亡された方でございます。

次に、申請地の状況につきましては、住宅造成地となっております。

議案案内図につきましては、13ページでございます。

次に、2番でございますが、申請者は流山市南の法定相続人4名の方でございます。

申請地は、流山市西初石3丁目の畑、1筆、1,416㎡のうち1,377㎡でございます。

買取り申出事由の生じた方につきましては、願出人の夫、父でございまして、昭和4年生まれの方で、平成24年12月26日に死亡された方でございます。

次に、申請地の状況につきましては、耕起済みとなっております。

議案案内図につきましては、14ページでございます。

今月の従事者証明願につきましては、以上の2件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

◎小林委員長 議案第41号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を御報告いたします。

今月の証明願は、2件です。

本案についても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っています。

最初に1番でございますが、申請者は流山市木の方で、相続が整っていないため、法定相続人4名による申請でございます。

申請理由でございますが、今まで申請者夫婦とその母親の3人で農業を行ってききましたが、平成25年4月3日に母親が亡くなり、多額の相続税を支払う必要があることから、買取り申出をしたいということで証明願があったものでございます。

申請地については、木地区一体型特定土地区画整理事業区域内にあり、年度内には使用収益が開始される田、1筆、1,021㎡でございます。

次に、2番でございますが、申請者は流山市南の方で、一番と同様、相続が整っていないため、法定相続人4名による申請でございます。

申請理由でございますが、今まで申請者と両親の3名で農業を行ってききましたが、平成24年12月26日に父親が亡くなり、従来の農業を継続していくことが困難となったことから買取り申出をしたいということで証明願があったものでございます。

申請地については、西初石の畑、1筆、1,416㎡のうち1,377㎡でございます。

以上のことをもとに審議したところ、本案については、主たる従事者の一人が亡くなったことにより、農業の縮小はやむを得ないものと認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

○高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。ございませんか。

(なしの声あり)

○高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第41号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第41号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

○高市議長 次に、議案第42号「流山市都市計画審議会委員の推薦について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長

◎吉田次長 議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第42号

流山市都市計画審議会委員の推薦について

流山市都市計画審議会委員を次のとおり推薦する。

平成25年9月25日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

本案につきましては、流山市都市計画審議会委員の任期が平成25年9月30日をもって任期が満了することから、新たな審議会委員を任命するため、流山市長から推薦の依頼があったものでございます。

都市計画審議会につきましては、都市計画法に基づきまして、まちづくりに関する調査や審議等を行うために設置される機関でございまして、都市計画道路や公園、また、下水道などの都市に欠かせない施設の計画決定や変更及び土地利用の制限などを、都市計画法に定めている内容について審議を行っております。

次に、この審議会の委員の構成でございますが、学識経験者や市議会議員、また、公募による市民の方で構成されております。

また、委員の任期は2年となっております、本市農業委員会からは現在、中村敏則委員に就任をいただいているところでございます。

最後になりましたが、この審議会の開催につきましては、年3回程度の開催を予定しているとのことでした。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、事務局から説明があったとおり、農業委員会から流山市都市計画審議会委員として1名を推薦しようとするものでございます。

これより、本案に対する候補者の選出方法について意見を求めます。

◆10番(大作委員) 議長一任でお願いしたいと思います。

○高市議長 ただ今、議長一任という声がございましたが、ほかにもございませんか。

(なしの声あり)

○高市議長 ほかにないようですので、それではただいま議長一任との御意見がございましたので、過去に農業委員会から「流山市都市計画審議会」などの委員の推薦をした際には、どのようにして選出を行ったか、この点について、事務局から説明をお願いします。吉田次長。

◎吉田次長 委員の推薦につきましては、今回と同じ内容の議案といたしましては、一昨年の8月の総会におきまして、同じく「都市計画審議会」委員の推薦を行っております。そのときの推薦についての経緯を見ますと、候補者の選出につきましては、「議長に一任する」との御意見によりまして、議長から指名をいただき決定しております。

また、指名に当たりましては、会長、並びに流山市議会議員の方は除かせていただきまして、農業委員としての就任回数が多い方から順に推薦候補者としてお諮りしております。

これによりまして、一昨年の8月には「都市計画審議会」委員には、中村敏則委員が選出されたところでございます。

今回も、これを踏まえまして選出して参りたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○高市議長 ただいま、事務局から委員の選出方法等についての説明がありましたが、本案につきましても、この選出方法に基づき、議長が推薦者を選出することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○高市議長 異議なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議案第42号について、12番、小林委員を推薦することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○高市議長 異議なしと認めます。

それでは、議案第42号については、12番、小林委員を推薦することに決定いたしました。ありがとうございました。

小林委員よろしくお願ひします。年2、3回ということでありますので、よろしくお願ひいたします。

◆12番(小林委員) はい。

○高市議長 次に、報告第16号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の10ページを御覧ください。

報告第16号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

今月の届出は3件で、移転の原因につきましては相続によるものでございます。

また、内容につきましては記載のとおりでございまして、事務局長専決により書類を受理いたしました。

以上、今月の農地法第3条の3第1項届出の合計は、3件、14筆、13,195.06㎡、地目別の内訳では、田が2筆、2,092㎡、畑が12筆、11,103.06㎡でございました。

続きまして、議案書の11ページをお開きください。

2番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の御報告は8件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳ですが、住宅用地が3件、ごみ収集場電柱用地が1件、店舗が2件、太陽光発電装置が2件でございました。

今月の4条届出の合計は、以上8件、15筆、5,183㎡、地目別の内訳では、田が8筆、1,664.98㎡、畑が7筆、3,518.02㎡でございました。

次に、議案書の12ページを御覧ください。

3番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。今月の御報告は26件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳といたしましては、売買が21件、共有物分割が2件、交換が2件、使用貸借が1件でございます。また、転用目的別では、住宅用地が22件、駐車場が1件、資材置場が1件、宅地拡張が2件でございます。

今月の5条届出の合計は、以上26件、34筆、9,291.14㎡、地目別の内訳では、田が10筆、3,597㎡、畑が24筆、5,694.14㎡でございます。

御報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○高市議長 ただ今報告がありました。御質問、御意見ございましたら承ります。

(なしの声あり)

○高市議長 特にないようですので、次に進みます。

○高市議長 次に、小林委員から、発言を求められておりますので、これを許します。
小林委員。

◆12番(小林委員) それでは、貴重なお時間を頂戴いたしまして、一つ御提案を申し上げたいと思います。私は今年5月の第5回総会において、我々はその使命として、農地の埋め立てを許可してきたところですが、その後私が携わってきた埋め立てについては特にその追跡調査をする訳でもなく、漫然と時間が過ぎてしまった経過があらうかと感じ、最近それらの農地が耕作されておらず、雑草が繁茂している農地が数多く見受けられるようになってきていることから、質問をさせていただきました。そのため、今回の農地利用状況調査においては、それらの農地をも含めて現地調査を実施し、特に埋め立てを行った農地は、耕作を行うことを条件に許可した経緯がありますので、適正な耕作を行うよう指導したら如何と思つた次第でございます。委員各位の御高配をいただければ幸いです。

○高市議長 ただ今、小林委員から御提案がありました。御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

(なしの声あり)

○高市議長 特にないようですので、今回の利用状況調査においては、過去に埋め立てを行った農地、少なくとも現農業委員が任期中に許可した農地については、利用状況調査を行っていただきたいと思つます。

なお、詳細は事務局に一任いたします。

○高市議長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○高市議長 ほかにないようですので、以上をもって、本日の定例総会に付議されまし

た案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成25年第9回流山市農業委員会総会を終了いたします。慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時10分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成25年9月25日

流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 大作 榮

流山市農業委員会委員 根本 隆